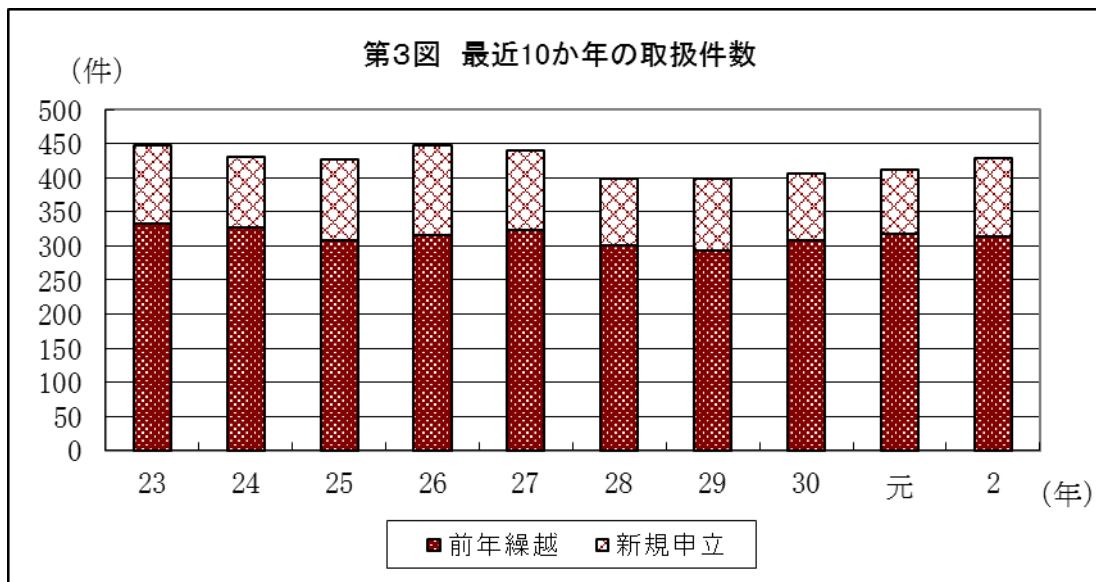


1 不当労働行為の審査（都労委年報 第1部 第2章）

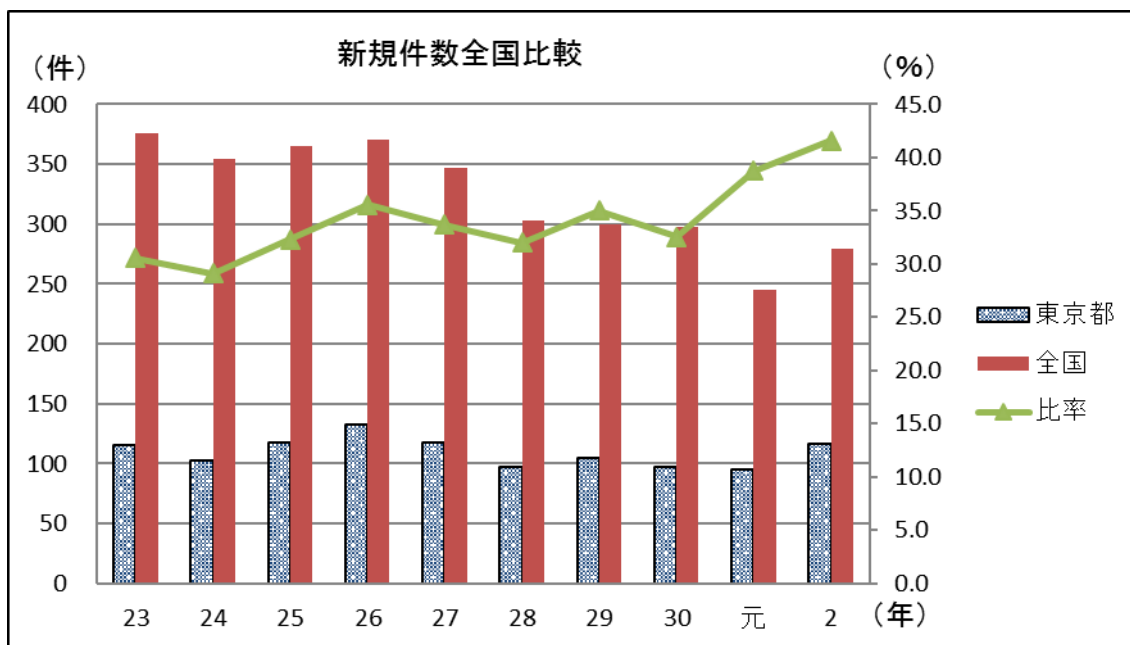
(1) 新規申立事件の状況

① 新規申立ては116件で、前年から21件増加

- ・不当労働行為救済申立事件に係る新規申立ては116件で、前年（95件）から21件増加。最近10年間をみると、取扱件数は400件程度、新規係属件数は100件程度で推移（都労委年報 資料<統計表>第22表）



- ・全国都道府県労委の新規係属総件数は279件（前年は245件）で、当委員会の占める割合は41.6%（前年は38.8%）（都労委年報 資料<統計表>第23表）



- ・新規係属事件116件のうち、合同労組\*からの申立て件数は80件（69.0%）で、前年（74件）に比べ増加

※合同労組：一定の地域で企業の枠を超え、主に組合のない中小企業の労働者などを対象に個人で加入できる労働組合

## ② 申立内容は、「団体交渉拒否」が最多、次に「支配介入」の順

- ・新規係属事件 116 件のうち、「団体交渉拒否」の申立ては 82 件 (70.7%) (前年は 75 件)、「支配介入」は 62 件 (53.4%) (前年は 56 件)、「不利益取扱い」は 45 件 (38.8%) (前年は 30 件) (都労委年報 資料<統計表>第 30 表)

不利益取扱い	45 件 (38.8%)
団体交渉拒否	82 件 (70.7%)
支配介入	62 件 (53.4%)
報復的不利益取扱い	2 件 (1.7%)

※複数の不当労働行為を申し立てる事件もあるため、各項目件数の合計は申立件数とは一致しない。  
また、構成比は申立件数に対するものである。

### 【不当労働行為の類型 (括弧内は労働組合法第 7 条の各号)】

「不利益取扱い (1 号)」…組合員であることを理由に解雇等の不利益な取扱いを行うこと等

「団体交渉拒否 (2 号)」…正当な理由なく団体交渉を拒否すること又は団体交渉に応じて誠実に  
対応しないこと等

「支配介入 (3 号)」…組合員への脱退勧奨や組合運営に干渉すること等

「報復的不利益取扱い (4 号)」…不当労働行為救済申立てをしたことを理由に  
解雇等の不利益な取扱いを行うこと等

## ③ 会社の業種では、運輸・郵便業が最多

- ・新規係属事件 116 件のうち、被申立人会社の業種では、「運輸・郵便業」が 20 件 (17.2%) と最多で、「医療・福祉」16 件 (13.8%)、「情報通信業」13 件 (11.2%) と続く。(都労委年報 資料<統計表>第 31 表)

「運輸・郵便業」……………20 件 (17.2%)

「医療・福祉」……………16 件 (13.8%)

「情報通信業」……………13 件 (11.2%)

## (2) 終結事件の状況

### ① 終結事件は 79 件で、前年から 20 件減少

- ・終結事件数は 79 件で、前年 (99 件) から 20 件減少 (都労委年報 資料<統計表>第 22 表)
- ・終結事件に係る平均所要日数は 492.0 日で、前年 (513.3 日) に比べ短期化 (都労委年報 資料<統計表>第 34 表)

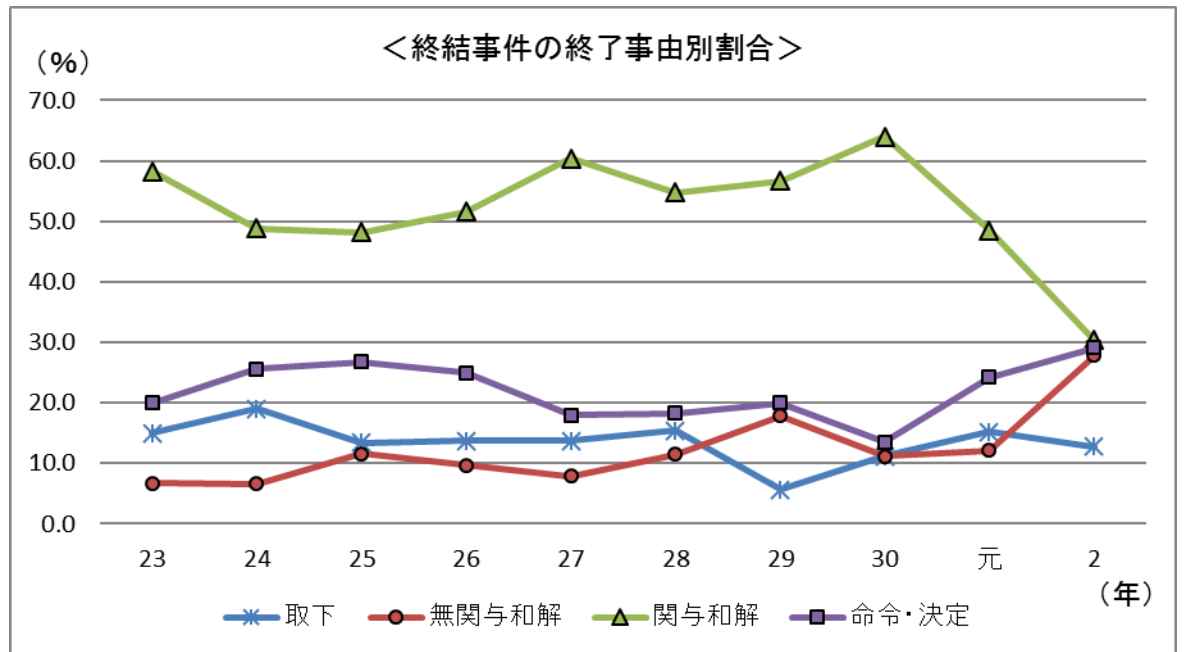
### ② 関与和解による終結件数は 24 件で、前年から 24 件減少

- ・関与和解 (労働委員会が関わって和解に至ったもの) は 24 件 (30.4%) で、前年 (48 件) から 24 件減少 (都労委年報 資料<統計表>第 22 表)

→命令等を発しても、不服のある者は、中央労働委員会への再審査申立て又は裁判所への取消訴訟の提起が可能であり、紛争の終局的な解決につながらない場合もある。そ

のため、都労委においては、当事者の納得性が高く、紛争の長期化を防ぎ、将来に向けてより良い労使関係を構築しうることから、当事者の意向等を把握した上で和解を積極的に勧め、紛争の解決を図っている。

- ・和解（関与和解及び無関与和解）で終結した件数は46件（58.2%）で、前年の60件から減少。取下10件（12.7%）も含めた件数は56件（70.9%）。約70%の事件が命令まで至らずに終結した。（都労委年報 資料<統計表>第22表）



### ③ 命令による終結件数は23件で、前年より1件減少

- ・命令による終結件数は23件で、終結事件全体の29.1%となっており、その内訳は、「全部救済」8件、「一部救済」9件、「棄却」4件、「却下」2件である。命令件数は、26年（31件）以降、減少傾向にあったが、元年以降は増加に転じている。（都労委年報 資料<統計表>第22表）

→都労委では、和解の調整が困難であれば、審問なしの命令を行うなど速やかに命令を発するようにしている。

### ④ 11本の命令に対して再審査申し立て

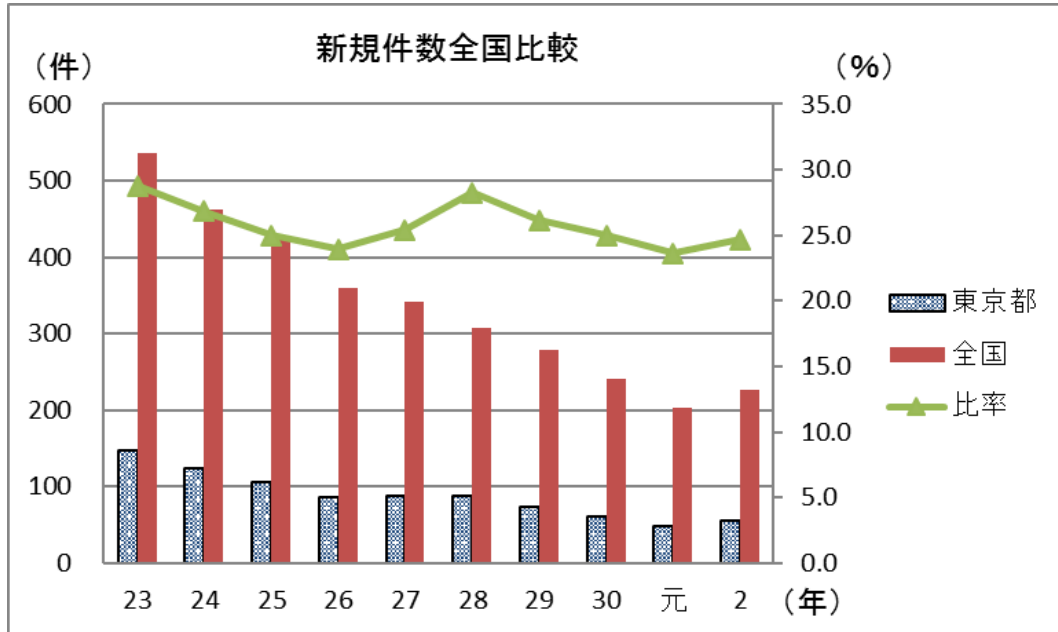
- ・令和2年中に都労委の発した命令等23本のうち、中央労働委員会に再審査が申し立てられたものは11本、取消訴訟が提起されたものは3本（都労委年報 第2章 第1節 5不服申立ての状況）
- ・なお、都労委の発した命令に係る再審査申し立てについて、令和2年中に8件が終結。内訳は、棄却が2件、全部変更が1件、一部変更が1件、和解認定が3件、取下が1件（都労委年報 第2章 第3節 2再審査事件の終結状況）

→都労委命令を機に、中労委での和解解決に至る事件も多い。

## 2 労働争議の調整（都労委年報 第1部 第1章）

### (1) 新規申請は56件で、前年から8件増加。調整事項は、「団交促進」が最多

- ・労働争議調整事件に係る新規申請は56件で、すべてあっせん事件。件数は前年（48件）より8件増加。（都労委年報 資料<統計表>第1表）
- ・全国都道府県労委の新規係属総件数は227件（前年は203件）であり、当委員会の占める割合は24.7%（都労委年報 資料<統計表>第2表）



- ・新規申請56件のうち、合同労組からの申請は47件（83.9%）（前年は42件（87.5%））
- ・産業別係属状況（都労委年報 資料<統計表>第11表）
  - 「運輸・郵便業」……………10件（17.9%）
  - 「宿泊業・飲食サービス業」…8件（14.3%）
  - 「医療・福祉」……………8件（14.3%）
- ・新規申請事件の調整事項（総数116件）（都労委年報 資料<統計表>第13表）
  - 「団交促進」……………33件（28.4%）
  - 「解雇」……………17件（14.7%）
  - 「その他賃金に関するもの」…12件（10.3%）

※1件で複数の調整事項を含む事件があり、新規申請事件数とは一致しない。

### (2) 終結事件は61件で、前年から8件増加

- ・労働争議調整事件に係る終結事件は61件（前年53件）で、前年から8件増加（都労委年報 資料<統計表>第1表）
- ・終結区分別件数（都労委年報 資料<統計表>第1表）
  - 「解決」…19件（31.1%）
  - 「取下」…6件（9.8%）
  - 「打切」…36件（59.0%）
- 解決率（解決件数/取下を除く終結件数×100）は34.5%で、前年（41.3%）より6.8ポイント減少

### 3 労働組合の資格審査（都労委年報 第1部 第3章）

#### (1) 新規申請は163件で、前年から31件増加。係属事由は、「不当労働行為救済申立てに伴うもの」が最多

- ・労働組合の資格審査に係る新規申請は163件で、前年（132件）から31件増加（都労委年報 資料<統計表>第39表）
- ・新規申請事件の係属事由（都労委年報 資料<統計表>第41表）
  - 「不当労働行為救済申立て」・・・144件（88.3%）
  - 「法人登記」・・・17件（10.4%）
  - 「労働者供給事業」・・・2件（1.2%）
  - 「委員推薦」・・・0件（0.0%）

#### (2) 終結件数は107件で、前年から36件減少

- ・労働組合の資格審査に係る終結件数は107件で、前年（143件）から36件減少（都労委年報 資料<統計表>第39表）
- ・終結区分別件数
  - 「打切」・・・60件（56.1%）
  - 「資格あり」・・・45件（42.1%）
  - 「取下」・・・1件（0.9%）
  - 「資格なし」・・・1件（0.9%）

## 【補足説明】

### ○ 労働委員会

労働委員会とは、使用者による不当労働行為があった場合における労働組合や組合員の救済や、労働組合と使用者の間の労働条件や組合活動のルールを巡る争いの解決など、集团的労使関係を安定、正常化することを主な目的として、地方自治法及び労働組合法に基づき設置された合議制の行政委員会である。

公益の代表者（公益委員）、労働者の代表者（労働者委員）、使用者の代表者（使用者委員）の三者で構成されており、東京都労働委員会では、各 13 名、計 39 名で構成されている。

### ○ 不当労働行為の種類

不当労働行為とは、労働三権を具体的に保護するため、労働組合法第 7 条により、使用者に禁止している行為であり、以下のとおり 4 つの種類がある。

#### ① 不利益取扱い（第 1 号）

労働組合の組合員であることや労働組合の正当な行為をしたことなどを理由にその労働者に対して解雇などの不利益な取扱いをすること。また、労働組合の加入しないこと、あるいは脱退することを雇用条件とすること。

#### ② 団体交渉拒否（第 2 号）

正当な理由なく団体交渉を拒否すること（誠実に交渉を行わないことを含む。）。

#### ③ 支配介入（第 3 号）

労働組合活動への嫌がらせや脱退勧奨などにより労働組合の組織・運営に干渉すること。

#### ④ 報復的不利益取扱い（第 4 号）

労働委員会に救済申立てをしたことなどを理由に労働者に不利益な取扱いをすること。

### ○ 再審査及び取消訴訟

命令に不服がある場合、当事者は次のいずれかの手続をとることができる。

- ・ 中央労働委員会に再審査申立て
- ・ 東京地方裁判所に取消訴訟を提起